

警 報 発 令 時 の 措 置

関市教育委員会 令和6年度改訂

1 警報が発令された場合、その状況に応じて学校長がとる措置

- (1) 暴風雨等に対処しての校舎内外の戸締まり、警備状況を点検しその保全に当たる。
- (2) 校長は必要と認めたととき、教育委員会と協議のうえ警備のための職員を配置する。但し、緊急な場合は校長の判断に基づき実施する。
- (3) 市内の全学校が関市の指定避難所となっているので、避難者があるときは、その受け入れをする。
- (4) 校長は非常災害に対処できるよう職員、児童・生徒の連絡網を確認する。

2 関市に暴風・大雨・洪水警報及び特別警報等が発令された場合の休業及び登下校の原則

- (1) 児童・生徒が登校する以前に警報が発令されている場合
 - ① 警報が解除されるまで家庭において待機させる。
 - ② 始業時刻の2時間前までに警報が解除された場合は、平常通り登校させる。
 - ③ 始業時刻の2時間前から午前8時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから授業を開始する（給食あり）。
 - ④ 午前8時から午前11時までに解除された場合は、午後からの授業とする（給食なし）。
 - ⑤ 午前11時を過ぎてから解除された場合は、休業とする。
- (2) 児童・生徒が登校してから警報が発令された場合
 - ① 学校で待機をさせる。
 - ② 下校時刻までに警報が解除された場合は、通学路の安全を確認したのち、小学校においては教員の引率による集団下校。中学校においては、教員の見届けによる一斉下校にて児童生徒を下校させる。しかし、安全の確保ができない場合は、学校で待機させ、保護者の引き渡しにより下校させる。
 - ③ 下校時刻になっても解除されない場合は、警報が解除になり安全が確保されるまで学校で待機させる。また、状況により可能な場合は保護者への引き渡しを実施する。
 - ④ 「授業の打ち切り」して、児童生徒を「引渡し」または「帰宅」させた場合、「引渡し完了時刻」または「全員帰宅完了時刻」を把握する。
- (3) 関市に大雪警報が発令された場合の休業及び登下校の原則

大雪警報が発令された場合の措置は、原則他の警報発令時に準ずる。しかし、関市内の降雪の状況は地域差が大きいため、気象情報や自校地域の状況を把握し、教育委員会と協議の上、登校或いは待機・下校の措置を講じる。

3 南海トラフ地震臨時情報が発令、または震度5弱以上の地震が起こった場合の対応

*別紙「非常変災時（地震）における対応について」をもとに対応する。

4 災害が生じたり、学校の正常な運営ができなかった場合の学校の事後措置など

- (1) 暴風雨等により校舎等の施設に被害が生じた場合は、応急の措置を講ずるとともに教育総務課へ報告し、指示を受ける。
- (2) 警報等により休業や始業時刻等に変更が生じた場合の措置
 - ① 休業を決定した場合は、直ちに学校教育課へ報告する。
 - ② 始業時刻を遅らせる場合は、開始の時刻及びその時の職員、児童・生徒の出席状況を学校教育課へ報告する。
 - ③ 児童生徒の家庭及び周辺状況を把握し、被災が判明次第学校教育課へ報告する。
- (3) 児童・生徒の状況及び学校のとった措置については、岐阜県教育委員会学校安全課からメールで送信されるアンケートへの入力にて報告する。アンケートが送付される前に報告が必要な場合は、学校教育課に連絡する。
- (4) 通学路に関係するものについては、教育総務課へ連絡する。

【教育総務課：23-7718 学校教育課：23-7411】